

鶴巻小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法の「いじめの防止等のための基本的な方針」、および「新宿区いじめ防止等のための基本方針」に基づき、本校のいじめ防止基本方針を策定する。

1 基本的な考え方

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（H25施行「いじめ防止対策推進法」）

【共通認識】

- ① いじめは、絶対に許されない。
- ② いじめは、どの学校にも、どの子にも起こり得る。
- ③ いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい。

【対応方針】

- ① 未然防止、早期発見・対応に向け、チームで対応する。（学校いじめ対策委員会）
- ② いじめかどうか疑わしい場合も、管理職、生活指導に報告する。
- ③ 把握した教員一人で解決しようとしな。情報共有して、担任を学校全体でフォローする。
- ④ 問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しない。
問題解決までの過程…実態把握→解決に向けた役割分担と対応→経過観察→検証
- ⑤ 時系列に沿って経過を記録する。解消後も経過観察と指導を慎重に行う。
- ⑥ いじめ発生時は、必ず所轄の教育委員会へ報告すること。

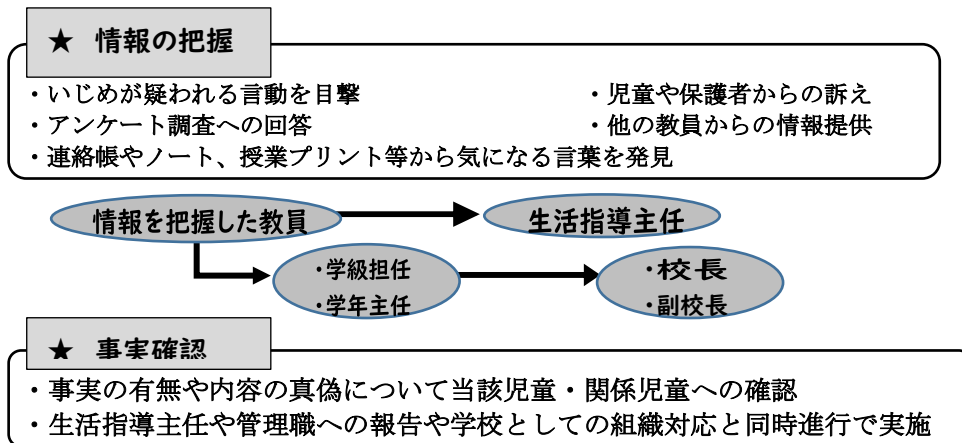
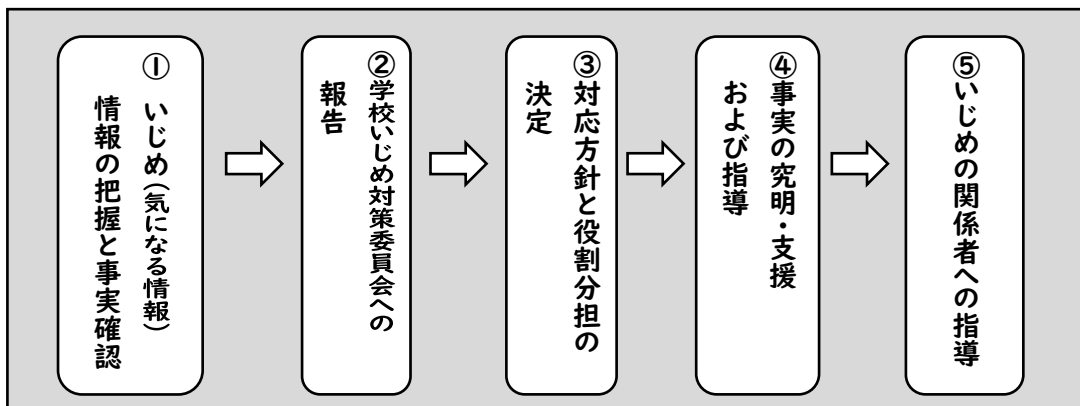
2 未然防止の取り組み

- ① 「わかる授業」を行う
児童が「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、学習指導を充実する。
- ② 自己有用感を高める
よさを認め合う学級経営・学校づくりを充実する。
「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるように教育相談に努める。
- ③ 「いじめ」についての理解を深める
「やりすぎ」「悪ふざけ」「いたずら」「嫌がること」「嫌がらせ」等が「いじめ」に発展していくこと、知っていて黙認する行為も許されないことを、全児童に理解させる。
- ④ 温かい人間関係づくり
自他の生命のかけがえのなさや人を傷つけることが絶対許されないことを、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ⑤ 生命や人権について指導の充実
生命尊重、他を思いやる心、自立心、規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
差別や偏見を許さず、思いやりの心で関わる力を育む人権教育を充実する。
- ⑥ インターネットを通じて行われるいじめやSNSの危険に対する啓発と指導
ネット上の誹謗中傷への適切な対応やネットリテラシー、ネットの危険について指導を行う。
注意すべきインターネットの特性
(ア) 発信した情報は、多くの人にすぐ広まること
(イ) 匿名でも書き込みした人は、特定できること
(ウ) 違法情報や有害情報、個人情報が含まれていること
(エ) 書き込みが原因で、思わぬトラブル・犯罪につながる可能性があること(具体的に)
(オ) 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

3 早期発見の取り組み

- ① 的確な情報収集とチームでの対応
定期的なアンケートや観察により児童の変化を把握する。(教職員で情報を共有する。) 些細な情報も放置したり、問題ないと個人で判断したりしない。
- ② 教育相談の充実
教職員・SC間で協力体制をとる。保護者や必要な関係機関等と積極的に連携を図る。
- ③ 保護者との連携
加害側、被害側ともに保護者への報告を行う。
加害児童やその保護者の思いを受け止め、加害行為の反省を促す。保護者の理解を得ながら指導する。
- ④ 関係機関との連携
必要なら、教育委員会、警察、子ども家庭相談センター等との情報共有・行動連携を行う。

4 発生時の対応フロー(いじめ対策委員会が中心となる)



【重大事態】

(法規定)

- ★1 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- ★2 被害児童が欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
(申し立て)
- ★ 児童やその保護者から重大事態の申し立てがあった場合

重大事態の発生時は、

- ① 月次報告を待たず教育委員会へ速やかに第一報を報告し、指導の下、調査する。
- ② 生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあれば、警察署に通報、援助を求める。